

あま市国民健康保険税条例の一部を改正する条例（案）

あま市国民健康保険税条例（平成２２年あま市条例第６４号）の一部を次のように改正する。

第１２条の見出しを「（普通徴収に係る国民健康保険税の納期等）」に改め、同条第１項を次のように改める。

普通徴収によって徴収する国民健康保険税の納期は、次のとおりとする。

第１期 ７月１日から同月３１日まで

第２期 ８月１日から同月３１日まで

第３期 ９月１日から同月３０日まで

第４期 １０月１日から同月３１日まで

第５期 １１月１日から同月３０日まで

第６期 １２月１日から同月２５日まで

第７期 翌年１月１日から同月３１日まで

第８期 翌年２月１日から同月末日まで

第１２条第３項中「前２項」を「第１項及び第２項」に改め、同項を同条第４項とし、同項の前に次の１項を加える。

３ 国民健康保険税の納期ごとの分割金額に１００円未満の端数があるとき、又はその分割金額の全額が１００円未満であるときは、その端数金額又はその全額は、全て最初の納期に係る分割金額に合算するものとする。

第２１条及び第２２条を次のように改める。

第２１条及び第２２条 削除

附 則

（施行期日）

１ この条例は、令和８年４月１日から施行する。

（適用区分）

２ この条例による改正後のあま市国民健康保険税条例の規定は、令和８年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和７年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。